

吉本陵氏からのコメントへの応答

品川哲彦¹

吉本陵氏（以下、吉本と略記）は、拙論「神にたいする人間の責任という概念は成り立つか」にたいして、「神を前にしての責任」と「神にたいする責任」とは分けるべきだという拙論の主張については賛同され、しかし、拙論が否定した「神にたいする責任」については、それが、神が存在すること(dass)にたいする責任という意味では成り立たないが、神がどのように存在するか(wie)ということにたいする責任という意味では成り立つだろうという反論を提示された。その論拠として、吉本は、ヨナスの生成する神および神の像（ないし神の顔）の概念を援用している。すなわち、「地上における人間の行為は神の相貌に描線を刻み込むようにして生成する神に刻印を残す」²ことによって、人間の行為は神に影響を与えるのだから、人間は神がどのように存在するかに「たいして責任」をもつというのが吉本の提示した解釈である。「神の像」ないし「神の顔」はヨナスの神概念の重要な要素であるが、しかしヨナス自身によるそれについての説明は必ずしも十分とはいえない。したがって、吉本が私にさしだした問いとそれにたいする応答は、この概念にひとつの解釈を付け加えるものとなる。

結論を先にいえば、私は吉本の異議をそのまま受容することはできない。おそらく、吉本と私の見解が分かれる岐路は、神の像がすなわち神そのものであるか否かという一点にかかっている。吉本は「である」ほうをとり、私は「否」をとっている。とはいえ、これは解釈の力点をどちらに置くかという相対的な違いである。つまり、一刀両断にどちらかをとることができるような問題ではない。

まず、「神の像(das Bild des Gottes)」の概念について確認しておこう。これは「人間は神に象られて造られている」³という通常いう意味での「神の像」(imago Dei)ではない。いうまでもなく、この意味での神の像は神ではなく、人間をさす。だが、すでに記したように、ヨナスのいう神の像は人間ではなく、人間が造るものである。とはいえ、人間が神

¹ 品川哲彦（しながわてつひこ）。関西大学教授。

² 吉本陵「品川哲彦『神にたいする人間の責任という概念は成り立ちうるか』」に対する質問、本号、14頁。

³ 『創世記』1章26節。

にたいする賞賛や畏怖のために造る像でもない。それならば、神の像は神から独立である。だからこそ、神は像を造ることを禁じることもできる⁴。これにたいして、マンダ教文書とマニ教文書のなかに語られている、現世における人間の行為を映す天上の存在者からヨナスが着想した神の像は、善き行為であれ悪しき行為であれ、人間の行為が自動的に造り出すものである。したがって、神の意図に背く行為は、神ですら拒むことができないままに、神の顔を曇らせる。

だからこそ、吉本は、人間の行為が神のあり方に影響するゆえに、その意味で「神にたいする責任」が成り立つと提案する。これにたいして、私の答えは、吉本の提案が含意している責任は依然として神「にたいする責任」ではなくて、神ならざる神の像「にたいする責任」であるというものである。その責任が究明されるのは神の前においてであり、したがって、神そのものについては「神の前での責任」という概念しか成り立たない。というのは、人間が神の意図に背く行為をすることによって、神の像がゆがみ、神の顔が曇ることがあるにしても、それは、神の像がそのようなものになってしまったことを神が悲しみ、場合によっては怒るからであり、それゆえに、悲しみ、怒る主体としての神が神の像とは別に存在していなくてはならないと解するからである。生成する神という概念を用いて言い換えれば、たしかに、人間の行為を含む世界、すなわち神の創造物のたどる帰趨にに応じて神は生成していくのだが、しかしそれは神が世界の帰趨を気づかうことをとおしてである。したがって、「気づかう」主体であることが神において確保されなくてはならない。この意味で、私は、神の像がそのまま神であるという解釈をとらない。

ところで、吉本は、もし、私のいうように、「神にたいする責任」を否定してしまうと、「『アウシュヴィッツ』によって受けた重苦しい衝撃を結果として過小評価してしまうことにはならないか」⁵と懸念している。この懸念は、人間の行為に歯止めをかけるには「神の前での責任」という概念は「神にたいする責任」よりも弱いということを想定している。しかし、私はこれに賛同できない。拙論はその末尾を「人間は神を意識することによってみずからを匡し、みずからを裁かなくてはならない。しかしそこにこそ、人間の自律が確立される」⁶としめくくっている。（ここでは「神」は超越的な存在を意味しており、それゆえに、特定の宗教の神ではなくて、カントの考えるようなもっぱら道徳的な意味での超越的な存在であっても、上の見解は妥当する）。したがって、「神の前での責任」がもつ抑止

⁴ 同上、20章4節。

⁵ 吉本、前掲、15頁。

⁶ 品川哲彦、「神にたいする人間の責任という概念は成り立ちうるか」、本号、11頁。

力は神にたいする意識と相対的であり、もしもこの意識が薄弱であれば、「神にたいする責任」をさらに加えたところで抑止力が増すことは期待できない。吉本が「神にたいする責任」が存在するという見解を補強するために引用しているヒレスムには、吉本が引用していない箇所だが、次の一節がある。「ほとんど心臓が脈打つたびにますますはっきりしてくるのは、あなたは私たちを助けることができず、私たちがあなたを助けなくてはならないということ、私たちの内にあるあなたの住処を最後の最後まで守らなくてはならないということです」⁷。この「私たちの内にあるあなたの住処」を、私は「人間が神を意識すること」として捉えている。神の前での責任に思いを馳せることがない自律可能な主体に、神にたいする責任をいくら説いたところで、「神がどうだろうと、何が問題なのだ」という答えが返ってくるだけであろう。

さて、吉本はヨナスの論文「未来倫理の存在論的基礎づけのために」を援用してそのなかに記された「ある存在に対する責任」と「存在全体を前にしての責任」との区別に言及している⁸。この指摘は啓発的である。この区別について、私はこう解する。前者は、その存在が無に帰することがありうる個々の内世界的存在者にたいする責任だが、個々のそれは世界に内在する規則にしたがって生成消滅しうるものにすぎない。しかし、後者という存在全体は神が創造したものをすべてを意味するから、そこには創造主としての神の意図が反映しており、だから「前にしての責任」という概念が使われている、と。この点で吉本の解釈と私の解釈に違いはない。だが、吉本がそのあとで、『生命という原理』（邦訳題名『生命の哲学』）のなかで展開されている、神は創造において神性を失い、世界に身をゆだね、生成する神となり、時の終わりににおいて神性をもう一度取り戻すという神話を援用して、「人間は神性を脱ぎ捨てたがゆえにその運命を危うい人間の手に委ねることになった『生成する神にたいして』責任があり、神の冒険の途上で自身が行った行為について弁明する責任を『神性を取り戻した神の前で』課せられることになる」⁹と結んでいる。この点にたいしては、それが吉本の解釈というよりもヨナスのテキストのひとつ（とそれにもとづく吉本の的確な解釈）によって裏づけられているにしても、私は異論をもつ。というのも、これでは、アウシュヴィッツをはじめとする人間の行ったことがらがようやく「時の終わり」において初めて責任を問われるということになりかねないからである。これにたいし

⁷ ヨーナス、ハンス、『アウシュヴィッツ以後の神』、品川哲彦訳、法政大学出版局、2009年、107-108頁。

⁸ 吉本、前掲、15頁。

⁹ 同上、15 - 16頁。

て、私が「神を前にして責任」と「人間が神を意識すること」とを強調するのは、人間の行為はそのつど、したがって当然、時の終わりを待つまでもなく問責されるものであるということ、だからこそ可能であれば、過ちを重ねず、過ちのもたらした悪を少しでも償う方向にこの世界を変えていくという可能性に視線を向けているからである。そう考えなければ、ヨナス自身にしてから、「（私の母のような）殺された者たち（中略）の受けた不正は（中略）私たち生きている者に回復のための格別の労をとることを要求する」¹⁰とは書けなかったであろう。

最後に記した吉本と私の解釈上の見解の相違は残るだろう。しかし、そのことそれ自体に、拙論のとりあげた「……を前にした責任」と「……にたいする責任」との区別をヨナスの哲学のなかにどのように読み解くことができるかという問いの重要性は窺われるのではないだろうか。

¹⁰ Jonas, Hans, *Zwischen Nichts und Ewigkeit. Zur Lehre vom Menschen*, Vandenhoeck & Ruprecht, 1963, S.72.